

2024年5月24日

取引先代表者 殿

昭和女子大学

**本学関係者との適正な取引および誓約書のご提出について（お願い）**

貴社 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本学の教育および研究活動に係る物品及び役務の調達取引に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学では税金を原資とする研究費の適正な管理について、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という）のもと、執行に関するモニタリングや内部監査による支出内容の妥当性検証を始めとする不正防止に取り組んでおります。

研究費の適正管理を担保するためには、受注・納品を行う、取引先の皆様のご協力が必要不可欠です。貴社におかれましては常日頃から充分にご配慮いただいていることと存じますが、引き続き本学関係者との適正な取引にご協力くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

併せまして、研究活動に係る取引に関する不正防止に対する更なる意識向上とコンプライアンス確保のために、一定の取引実績を考慮し選定した取引先様、または、前回のご提出から今年度で3年が経過した取引先様に「ガイドライン」に示された「誓約書」のご提出をお願いしております。誠に恐れ入りますが、下記同封書類①～③をご確認のうえ、**④「誓約書」を本学担当者宛てにご送付**いただけますようお願い申し上げます。

諸般の事情をご賢察いただき、本学との適正な取引へのご協力によりしくお願い申し上げます。

記

同封書類：

- ① 「昭和女子大学不正取引業者への対応方針」について（ご連絡）
- ② 公的研究費にかかる本学関係者との取引にあたって（お願い）

**裏面に続く**

- ③ 本学における納品検収について（お願い）
- ④ 誓約書 （※ご署名のうえ下記期日までにご送付ください。）

誓約書提出期限：2024年6月28日（金）

誓約書提出先：昭和女子大学教学支援センター研究支援課

※返信用封筒をご使用ください

※誓約書の日付は誓約書への押印日としてください。

以上

<本件問合せ先>

昭和女子大学教学支援センター研究支援課

（担当：武田・小嶋・田中）

TEL：03-3411-7351

E-mail：kaken@swu.ac.jp

2024年5月

取引先代表者 殿

昭和女子大学

「昭和女子大学不正取引業者への対応方針」について（ご連絡）

昭和女子大学では、公的研究費を使用した取引において不正を行った業者への対応を下記のとおり定めており、不正行為に関与した取引業者に対しては、取引停止等の処分を講じる場合がございます。

また、学内外からの競争的研究費等の不正使用に係る相談・通報の窓口を設け不正防止に取り組んでおります。

記

昭和女子大学不正取引業者への対応方針
昭和女子大学では、『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』（平成19年2月15日文部科学大臣決定・令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の使用に関し、「昭和女子大学不正取引業者への対応方針」を以下のとおり定める。 1. 不正な取引の定義 不正な取引とは以下を指す。 (1) 預け金や架空請求などの不正経理 (2) 提出書類の意図的な改竄 (3) 本学教職員に絡む贈収賄 (4) その他社会的な規範から逸脱した行為 2. 処分措置及び処分措置期間 上記不正な取引が発生した場合、「昭和女子大学競争的研究費等取扱規程」第12条に基づき、処分措置及び処分措置期間を決定する。 3. 情状の考慮 業者が過去の不正取引について本学に自己申告した場合は情状を考慮し、処分措置の軽減及び処分措置期間の減免を図ることがある。

競争的研究費等に関する不正通報窓口
総長・学長室長 TEL：03-3411-7470 E-mail：tsuho@swu.ac.jp 晝間法律事務所 TEL：03-3580-3366 E-mail：hiruma-lawoffice@nifty.com

以上

2024年5月24日

取引業者 各位

昭和女子大学

## 公的研究費(科学研究費助成事業等)にかかる本学関係者との取引にあたって(お願い)

平素は公的研究費にかかる適正な取引にご協力くださいます。誠にありがとうございます。公的研究費にかかる本学関係者との取引にあたりましては、従前同様、以下の点にご留意のうえ、取引を行ってくださいますようお願い申し上げます。

### 1. 発注について

物品発注にあたり、本学では以下の2種類の発注方法としておりますのでご承知おきください。

- 1個又は1組の価格が税込10万円未満の物品  
⇒研究者が直接発注可能
- 1個又は1組の価格が税込10万円以上  
⇒大学事務部門が見積書を徴取のうえ発注先を決定して発注

### 2. 納品検収について

本学では、金額の多寡や原資に関わらず、全ての物品について納品検収をおこなっております。詳細は「本学における納品検収について」をご覧ください。

### 3. 証憑類の記載について

支払関係書類には、発行日付、社名(法人名)の記載及び社判の押印をお願いいたします。

### 4. 取引代金の支払いについて

取引代金の支払いは、原則として月末締、翌月の20日支払い(20日が金融機関の休日にあたる場合は直後の営業日)としております。納品後は速やかに請求書を発行していただきますよう、お願いいたします。

なお、請求書発行後、支払期日を過ぎても本学からの入金が無い場合には、大変お手数ですが、ご一報いただけますと幸いです。

以上

<本件問い合わせ先>

昭和女子大学 教学支援センター 研究支援課

〒154-8533 東京都世田谷区太子堂1-7-57

TEL: 03-3411-7351 E-mail: kaken@swu.ac.jp

2024年5月吉日

取引業者 各位

学校法人 昭和女子大学

## 2024年度本学における納品検収について（お願い）

日頃は本学の教育研究及び運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本学では、本学が管理する外部資金及び補助金並びに本学運営費等の適正な管理を徹底し、不適切な使用を防止する観点から、納品検収を実施しております。

貴社におかれましては、趣旨をご理解のうえ、適正な取引が行われますよう、ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 納品検収

本学が管理する予算で購入した物品と、納品書または領収書の内容を照合し、一致しているかを総務部庶務課が確認します。

取引業者様におかれましては、納品する前に、必ず庶務課にお立ち寄りください。  
なお、科研費を始めとする公的研究費に関する物品の場合は、発注書や発注した際のメール等（以下、「発注データと言う」）も必要となりますので、合わせてご用意ください。

### 2. 納品検収場所・日時

- 場 所：1号館1階 事務室内
- 受 付 日：月曜日～土曜日 ※日曜・祝日・特別休暇期間、大学入試日を除く。
- 受付時間：9：00～16：30
- 問い合わせ先：総務部庶務課 熊谷  
(電話 03-3411-5116 メールアドレス [shomu@swu.ac.jp](mailto:shomu@swu.ac.jp))

### 3. 責任者

総務部庶務課長 熊谷 勇（電話 03-3411-5116）

裏面に続く

#### 4. 納品検収方法

- 納品場所（発注者等）に納品する前に、庶務課に納品書とともに物品を搬入してください。科研費に係る物品の場合は、発注データもご持参ください。
- 庶務課は、納品書記載事項と物品を照合し、確認をします。確認後、納品書に検収印を押印します。  
科研費に係る物品の場合は、発注データ及び納品書記載事項と物品を照合し、確認後、納品書に検収印を押印します。
- 検収印が押印された納品書、発注データと物品を納品場所にお届けください。

#### 5. 特殊な物品の検収方法

受付（1号館1階庶務課）に持ち込めないもの（実験動物、危険物、大きなもの等）を納品する場合は、庶務課に納品書をご提出のうえ、検収方法をご相談ください。

#### 6. その他（ご留意いただきたい事項）

- 納品書には必ず御社名・日付・品名・個数をご記入ください（一式の場合も記入）。
- 受付時間内に納品するようご協力をお願いいたします。
- 庶務課では、発注者等が不在の場合、物品の代理受け取り、保管はいたしません。
- 庶務課を経由せず（納品検収を行わずに発注者に納められた場合等）不正に納品された場合は、当該物品の代金が支払われないこともあります。

また、問題によっては、取引停止等の処分等が課される場合がありますのでご注意ください。本学では、このようなことが起こらないよう、発注者である教職員に納品検収制度に対する周知徹底に努めておりますが、発注段階もしくは納品段階においてお気づきの点がございましたら、前述2.の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

以 上

学校法人 昭和女子大学

理事長 山崎 日出男 殿

## 誓約書

当社（当法人）は学校法人昭和女子大学との取引において、公正かつ適正な納品、会計処理をこころがけるとともに、いかなる不正取引を行わないことを誓約いたします。

また、貴法人が行う、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合には全面的に協力いたします。

不正取引が認められた場合には、貴法人が定める「昭和女子大学競争的研究費等取扱規程」及び「不正取引業者への対応方針」に基づき、貴法人理事会が決定するあらゆる処分措置を講じられても異議は申し立てません。

貴法人の構成員から当社（当法人）へ不正取引の依頼等があった場合には速やかに通報いたします。

2024年 月 日

所在地

社名

代表者

印